

令和 2 年度 行政監査報告書

(地方自治法第 199 条第 2 項)

第 1 監査のテーマ

留守家庭児童教室の管理・運営について

第 2 監査の期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 3 月 12 日まで

第 3 監査の目的

本市では、留守家庭児童のため留守家庭児童教室を設置し、管理・運営を行っている。近年、入室希望者が多い状況が続いており、とりわけ、核家族化の進行と共働き世帯が増えるなかで、仕事と子育ての両立支援など、留守家庭児童教室の必要性が高まっている。

こうした状況のなかで、留守家庭児童教室の管理・運営が条例等にとり適正に行われているかどうか、また、国が望ましい方向に導いていくために平成 27 年に策定した放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に沿って運営が図られているかどうかなど、児童が安心して安全に過ごせる施設及び環境が提供されているか検証することを目的として監査を実施した。

第 4 監査の対象

令和元年度 大垣市留守家庭児童教室 26 教室

(所管課：教育委員会事務局 社会教育スポーツ課)

第 5 監査の方法

所管課及び各留守家庭児童教室に調査票及び関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、書類調査を実施した。また、所管課である社会教育スポーツ課から監査委員へ留守家庭児童教室の概要等についての説明を受けた。

第6 監査の着眼点及び調査結果

- (1) 対象児童について
 - ・ 学年別入室児童数
 - ・ 小学校児童数における入室率
 - ・ 入室児童数の推移
- (2) 規模について
 - ・ 定員と入室児童数
 - ・ 待機児童
- (3) 施設・設備について
 - ・ 専用の部屋等の確保
 - ・ 活動面積の状況
 - ・ 設備、備品
- (4) 職員体制について
 - ・ 指導員の配置
 - ・ 都道府県知事が行う研修受講状況
- (5) 衛生管理及び安全対策について
 - ・ 衛生管理
 - ・ 事故やケガの防止
 - ・ 防災防犯対策
- (6) 指導員等の役割について
 - ・ 日誌による記録
 - ・ 個人情報管理
 - ・ おやつ発注
 - ・ 保護者との連携
 - ・ 学校との連携

第7 監査の結果

(1) 対象児童について

留守家庭児童教室に入室できる者は、小学校1年生から4年生までの児童（特別支援学級在籍児童を含む）のうち、保護者等の保護が月15日以上欠ける家庭の児童である。令和元年5月1日現在、定員の合計は1,275人で、入室している児童は951人であった（表1）。

入室児童数を学年別で見ると、1年生が351人で、全体の36.9%を占めている。2年生が293人で30.8%、3年生が197人で20.7%、4年生が110人で11.6%という比率になっている。3年生までの入室児童数の合計は841人となり入室児童数全体の88.4%となっており、低学年になるほど入室児童数の比率が高いことが分かる。

また、小学校の4年生以下の児童のうち、留守家庭児童教室への入室率が高い小学校で22.5%となっている（表2）。

留守家庭児童教室の入室児童数は、地域により偏りがあるものの、全体ではここ数年増加傾向が見られる（表3）。

大垣市「留守家庭児童教室」入室のしおり より抜粋

1 開設日及び開設時間

- (1) 通常の月曜日から金曜日・・・ 下校時から午後6時まで
- (2) 学校行事により平日が休みの時・・・ 午前7時30分から午後6時まで
- (3) 夏季・冬季・春季休業期間・・・ 午前7時30分から午後6時まで
- (4) 土曜授業日（年10日）・・・ 下校時から午後6時まで
- (5) 延長利用（希望者のみ）・・・ 午後6時から午後7時

2 入室の対象者

大垣市内小学校に通学する1年生から4年生までの児童
（特別支援学級在籍児童を含む）

3 入室の条件

- (1) 保護者等の保護が月15日以上欠ける児童
- (2) 保育終了時間までに必ず迎えができること。
- (3) 保護者の責任において送迎できること。
- (4) 同一敷地内に保護者以外の成人の方がいる場合は入室できません。

ただし、次の場合は認められます。

- 1. 保護者以外の成人が就労している場合
- 2. 保護者以外の成人が病気、要介護1～5の認定を受けている場合
- 3. 保護者以外の成人が障がい等が理由で子どもの保護ができない場合

表1 留守家庭児童教室の学年別入室児童数及び定員（令和元年5月1日現在）

名 称	入室児童数(人)					定員 (人)	充足率 (%)
	1年	2年	3年	4年	計		
1 興文第1留守家庭児童教室	17	14	8	11	50	55	90.9
2 東第1留守家庭児童教室	12	19	8	3	42	45	93.3
3 西第1留守家庭児童教室	16	8	8	3	35	70	50.0
4 西第2留守家庭児童教室	10	8	4	2	24	45	53.3
5 南留守家庭児童教室	9	13	4	5	31	60	51.7
6 北第1留守家庭児童教室	18	12	9	3	42	55	76.4
7 北第2留守家庭児童教室	20	13	9	5	47	55	85.5
8 日新留守家庭児童教室	4	11	4	2	21	30	70.0
9 安井第1留守家庭児童教室	21	17	12	3	53	70	75.7
10 安井第2留守家庭児童教室	7	7	5	2	21	30	70.0
11 宇留生第1留守家庭児童教室	22	17	5	2	46	60	76.7
12 宇留生第2留守家庭児童教室	11	13	12	3	39	25	156.0
13 静里留守家庭児童教室	24	13	11	3	51	45	113.3
14 綾里留守家庭児童教室	7	4	3	1	15	30	50.0
15 江東第1留守家庭児童教室	23	15	6	7	51	55	92.7
16 川並留守家庭児童教室	4	2	1	3	10	25	40.0
17 中川第1留守家庭児童教室	16	12	11	6	45	55	81.8
18 中川第2留守家庭児童教室	14	12	10	7	43	55	78.2
19 中川第3留守家庭児童教室	8	10	9	4	31	40	77.5
20 小野第1留守家庭児童教室	12	9	8	5	34	55	61.8
21 小野第2留守家庭児童教室	10	11	8	5	34	55	61.8
22 小野第3留守家庭児童教室	13	10	7	4	34	40	85.0
23 荒崎留守家庭児童教室	14	7	7	3	31	65	47.7
24 赤坂留守家庭児童教室	21	16	15	9	61	55	110.9
25 青墓留守家庭児童教室	12	13	10	9	44	55	80.0
26 墨俣留守家庭児童教室	6	7	3	0	16	45	35.6
合 計	351	293	197	110	951	1,275	74.6

※宇留生第2・静里・赤坂留守家庭児童教室の定員超過分は活動室を利用

※充足率＝入室児童数÷定員

表2 小学校児童数と比較しての入室率（令和元年5月1日現在）

名 称		入室児童数 (1年～4年) (人)	小学校 児童数 (人)	小学校 入室率 (%)	4年生以下 児童数 (人)	4年生以下 入室率 (%)
1	興文第1留守家庭児童教室	50	543	9.2	348	14.4
2	東第1留守家庭児童教室	42	498	8.4	340	12.4
3	西第1留守家庭児童教室	59	641	9.2	431	13.7
4	西第2留守家庭児童教室					
5	南留守家庭児童教室	31	319	9.7	208	14.9
6	北第1留守家庭児童教室	89	705	12.6	473	18.8
7	北第2留守家庭児童教室					
8	日新留守家庭児童教室	21	188	11.2	125	16.8
9	安井第1留守家庭児童教室	74	692	10.7	433	17.1
10	安井第2留守家庭児童教室					
11	宇留生第1留守家庭児童教室	85	549	15.5	379	22.4
12	宇留生第2留守家庭児童教室					
13	静里留守家庭児童教室	51	400	12.8	259	19.7
14	綾里留守家庭児童教室	15	126	11.9	81	18.5
15	江東第1留守家庭児童教室	51	498	10.2	330	15.5
16	川並留守家庭児童教室	10	138	7.2	93	10.8
17	中川第1留守家庭児童教室	119	779	15.3	530	22.5
18	中川第2留守家庭児童教室					
19	中川第3留守家庭児童教室					
20	小野第1留守家庭児童教室	102	864	11.8	574	17.8
21	小野第2留守家庭児童教室					
22	小野第3留守家庭児童教室					
23	荒崎留守家庭児童教室	31	270	11.5	183	16.9
24	赤坂留守家庭児童教室	61	458	13.3	295	20.7
25	青墓留守家庭児童教室	44	386	11.4	262	16.8
26	墨俣留守家庭児童教室	16	272	5.9	171	9.4
合 計		951	8,326	11.4	5,515	17.2

表3 留守家庭児童教室の入室児童数の推移（各年度5月1日現在）

(単位:人)

名 称		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
1	興文第1留守家庭児童教室	26	25	24	48	50
	興文第2留守家庭児童教室	24	24	22	-	-
2	東第1留守家庭児童教室	23	19	17	43	42
	東第2留守家庭児童教室	22	17	17	-	-
3	西第1留守家庭児童教室	51	49	49	39	35
4	西第2留守家庭児童教室	31	29	27	23	24
5	南留守家庭児童教室	26	29	31	33	31
6	北第1留守家庭児童教室	41	32	39	42	42
7	北第2留守家庭児童教室	41	34	41	39	47
8	日新留守家庭児童教室	19	19	21	22	21
9	安井第1留守家庭児童教室	67	70	88	59	53
10	安井第2留守家庭児童教室	-	-	-	22	21
11	宇留生第1留守家庭児童教室	31	48	49	57	46
12	宇留生第2留守家庭児童教室	21	21	19	21	39
13	静里留守家庭児童教室	38	37	45	46	51
14	綾里留守家庭児童教室	12	14	11	9	15
15	江東第1留守家庭児童教室	37	33	30	25	51
	江東第2留守家庭児童教室	38	35	32	27	-
16	川並留守家庭児童教室	9	13	10	15	10
17	中川第1留守家庭児童教室	36	40	40	53	45
18	中川第2留守家庭児童教室	34	36	42	51	43
19	中川第3留守家庭児童教室	-	-	-	-	31
20	小野第1留守家庭児童教室	53	41	39	38	34
21	小野第2留守家庭児童教室	49	34	35	37	34
22	小野第3留守家庭児童教室	-	32	29	25	34
23	荒崎留守家庭児童教室	45	48	47	36	31
24	赤坂留守家庭児童教室	46	37	54	61	61
25	青墓留守家庭児童教室	44	39	48	41	44
26	墨俣留守家庭児童教室	19	27	28	24	16
合 計		883	882	934	936	951

(2) 規模について

運営指針では、留守家庭児童教室の望ましい集団規模はおおむね 40 人以下とされている。また、大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例施行規則にもその定めがあり、1 学級の規模はおおむね 40 人以下となっている。

留守家庭児童教室全体の入室児童数を定員で割った充足率は 74.6%であった(表 1)。待機児童はいなかったが、個々の留守家庭児童教室を見ると 3 教室で 100%を超え、定員を超過する児童が入室していた。ただし、3 教室とも活動室を利用して児童を受け入れていた。

留守家庭児童教室は、小学校の余裕教室を利用しており、今後も場所の拡大は難しい状況にあると思われる。今後、活動室などを使わず、定員を超過して受け入れる場合があると、指導員が個別の児童に目を配れなくなることや、狭い空間での活動を余儀なくされ、児童にストレスが蓄積することも考えられる。

年度ごとの受け入れ人数に変動があるものの、今後適正な定員を設定するよう努められたい。

(3) 施設・設備について

専用の部屋の確保については、小学校または併設幼稚園の余裕教室を利用し、独立した専用スペースが確保されている。

運営指針では、子どもが安全に安心して過ごす専用区画として、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められている。

定員児童1人あたりの面積は、全26教室のうち23教室で専用区画面積である1.65㎡が確保されていなかった(表4)。ただし、出席児童については、学年によって入室時間や曜日、保護者の迎えの時間によって変動している。今回の調査では、5/13(月)から5/17(金)までを抽出して出席児童数を調査し、平均出席児童1人あたりの面積を求めた。この期間においては、20教室が運営指針で求められている児童1人あたり1.65㎡を確保できていたが、6教室は確保されていなかった。(うち3教室は活動室を利用。)

児童の健全育成のために、必要とされる専用面積の確保対策を検討されたい。

衛生及び安全が確保された手洗い場・トイレ・空調機器・扇風機・冷蔵庫・ロッカー・下駄箱・机・遊具・図書など、運営に必要と思われる設備・備品等がすべての留守家庭児童教室に備えられていた。

運営指針

第6章 1 施設及び設備

○専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。

○衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。

表4 留守家庭児童教室の専用区画面積（令和元年5月現在）

名 称	専用区画 の面積 (㎡)	定員 (人)	定員児童 1人あたり の面積 (㎡)	入室 児童数 (人)	出席児童数(人)					5/13~17の 平均出席 児童数 (人)	平均出席 児童1人 あたりの 面積(㎡)
					5/13 (月)	5/14 (火)	5/15 (水)	5/16 (木)	5/17 (金)		
1 興文第1留守家庭児童教室	61.7	55	1.12	50	41	34	35	40	36	37.2	1.66
2 東第1留守家庭児童教室	61.6	45	1.37	42	32	37	35	32	37	34.6	1.78
3 西第1留守家庭児童教室	92.4	70	1.32	35	29	26	24	26	29	26.8	3.45
4 西第2留守家庭児童教室	63.0	45	1.40	24	19	14	15	19	13	16.0	3.94
5 南留守家庭児童教室	62.7	60	1.05	31	22	23	23	21	24	22.6	2.77
6 北第1留守家庭児童教室	66.8	55	1.21	42	28	36	37	29	33	32.6	2.05
7 北第2留守家庭児童教室	66.8	55	1.21	47	36	40	37	38	40	38.2	1.75
8 日新留守家庭児童教室	85.7	30	2.86	21	15	15	17	16	20	16.6	5.16
9 安井第1留守家庭児童教室	90.8	70	1.30	53	28	31	43	42	47	38.2	2.38
10 安井第2留守家庭児童教室	37.5	30	1.25	21	7	14	16	16	18	14.2	2.64
11 宇留生第1留守家庭児童教室	62.3	60	1.04	46	36	39	42	37	37	38.2	1.63
12 宇留生第2留守家庭児童教室	30.8	25	1.23	39	31	29	33	28	31	30.4	1.01
13 静里留守家庭児童教室	61.6	45	1.37	51	44	44	43	45	39	43.0	1.43
14 綾里留守家庭児童教室	84.0	30	2.80	15	11	11	12	12	12	11.6	7.24
15 江東第1留守家庭児童教室	61.6	55	1.12	51	39	43	36	43	42	40.6	1.52
16 川並留守家庭児童教室	60.1	25	2.40	10	6	8	6	7	5	6.4	9.39
17 中川第1留守家庭児童教室	62.7	55	1.14	45	37	43	40	40	41	40.2	1.56
18 中川第2留守家庭児童教室	62.7	55	1.14	43	28	37	37	34	35	34.2	1.83
19 中川第3留守家庭児童教室	66.2	40	1.66	31	26	29	25	25	25	26.0	2.55
20 小野第1留守家庭児童教室	64.9	55	1.18	34	27	32	21	26	25	26.2	2.48
21 小野第2留守家庭児童教室	61.6	55	1.12	34	24	31	29	26	31	28.2	2.18
22 小野第3留守家庭児童教室	57.6	40	1.44	34	25	33	23	29	28	27.6	2.09
23 荒崎留守家庭児童教室	57.6	65	0.89	31	23	25	19	28	14	21.8	2.64
24 赤坂留守家庭児童教室	61.6	55	1.12	61	37	52	52	54	42	47.4	1.30
25 青墓留守家庭児童教室	86.9	55	1.58	44	31	37	38	36	39	36.2	2.40
26 墨俣留守家庭児童教室	66.4	45	1.48	16	15	13	10	1	16	11.0	6.04

※宇留生第2・静里・赤坂留守家庭児童教室の定員超過分は活動室を利用

(4) 職員体制について

すべての留守家庭児童教室に指導員及び指導補助員（以下「指導員等」という。）が2人以上配置されている（表5）。指導員が病欠などで減員となる時は、別の教室から応援要員として勤務する体制が確保されており、常時複数の指導員等で運営されていた。

また、平成27年度から県の放課後児童支援員認定資格研修が開始され、研修を修了した指導員を各教室1名以上配置していた。

運営指針

第4章 1 職員体制

○年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員に代えることができる。

表5 指導員の配置状況数（令和元年5月1日現在）

（単位：人）

	名 称	定員	入室児童数	指導員等		
				指導員数	指導補助員数	合計
1	興文第1留守家庭児童教室	55	50	4	0	4
2	東第1留守家庭児童教室	45	42	3	1	4
3	西第1留守家庭児童教室	70	35	2	2	4
4	西第2留守家庭児童教室	45	24	2	1	3
5	南留守家庭児童教室	60	31	2	2	4
6	北第1留守家庭児童教室	55	42	2	1	3
7	北第2留守家庭児童教室	55	47	3	1	4
8	日新留守家庭児童教室	30	21	2	1	3
9	安井第1留守家庭児童教室	70	53	2	2	4
10	安井第2留守家庭児童教室	30	21	2	0	2
11	宇留生第1留守家庭児童教室	60	46	2	3	5
12	宇留生第2留守家庭児童教室	25	39	3	0	3
13	静里留守家庭児童教室	45	51	2	2	4
14	綾里留守家庭児童教室	30	15	2	0	2
15	江東第1留守家庭児童教室	55	51	4	0	4
16	川並留守家庭児童教室	25	10	1	1	2
17	中川第1留守家庭児童教室	55	45	2	2	4
18	中川第2留守家庭児童教室	55	43	2	2	4
19	中川第3留守家庭児童教室	40	31	2	1	3
20	小野第1留守家庭児童教室	55	34	4	1	5
21	小野第2留守家庭児童教室	55	34	3	1	4
22	小野第3留守家庭児童教室	40	34	5	0	5
23	荒崎留守家庭児童教室	65	31	2	1	3
24	赤坂留守家庭児童教室	55	61	3	2	5
25	青墓留守家庭児童教室	55	44	3	1	4
26	墨俣留守家庭児童教室	45	16	2	0	2
合 計		1,275	951	66	28	94

(5) 衛生管理及び安全対策について

① 衛生管理について

日常的な生活指導の中で、入室時・おやつ前及び昼食前の手洗い・うがいの励行が行われており、また日々児童とのコミュニケーションを通じて児童の健康状態（顔色・体調など）が指導員により把握されているなど、衛生面に配慮されていた。また、軽度なケガや体調不良に備え、応急処置のための医薬品等が常備されていた。

感染症の発生状況については、所管課で情報収集し、各教室へ伝達を行っていた。

② 事故やケガの防止と対応について

指導員等は毎日、教室内に危険物・地震発生時に落下物となるものがないかなど室内の安全対策や、児童が使用する備品は毎日整理整頓し、定期的に破損箇所がないかなど、日常の遊びや生活の中で起きうる事故やケガの防止に努めていた。

令和元年度に発生した事故及びケガは、外遊び中の足首のねんざ1件であった。事故が発生した場合などに備え、危機管理マニュアルを作成していたが、今後も指導員等の間で共有し、事故発生時には速やかな対応に努められたい。

また、賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険及び傷害保険加入が入室の条件とされている。

③ 防災及び防犯対策について

災害や不審者侵入等の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、学校と連携し避難訓練を年2回以上実施しており、災害時の初動対応や避難経路について、指導員及び児童で確認していた。また、危機管理マニュアルに火災・自然災害・不審者侵入等の発生時の対応についても記載されていた。今後も定期的な避難訓練を行い、災害時等の危険を未然に防ぐ努力を続けられたい。

運営指針

第6章 2 衛生管理及び安全対策

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。
- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。
- 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。

(6) 指導員等の役割について

各教室で実施内容や児童の様子などを記入する日誌を備えており、翌日には所管課への報告が行われていた。所管課である社会教育スポーツ課に指導員を統括する統括指導員を配置しており、各教室を巡回し、指導員の現場での指導に関する悩みについて、指導及び助言を行い、一定水準の質の確保及び向上が図られていた。また、市独自の内部研修を行っており、指導員研究会、意見交換会及びグループワーク、初任者研修を実施していた。

留守家庭児童教室には、児童・保護者の氏名等の個人情報があり、開設時は児童の目に触れないよう一定の場所で取り扱い、閉設時は教室内の鍵のかかる場所で適切に保管するなど、日々プライバシーの保護に努めていた。

おやつに関しては、子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮し、発注・提供されていた。また、食物アレルギーのある児童については、配慮すべき事項などについて保護者と連絡を取り合い、安全に配慮していた。

また、家庭と情報を共有するため、お迎え時に保護者に児童の様子を伝えるなど日々のコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築いていた。

学校との情報交換や情報共有については、児童の下校時刻の確認など毎日行われていた。

運営指針

第3章 5 運営に関わる業務

運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・業務の実施状況に関する日誌
- ・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・おやつの発注、購入等
- ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・保護者との連絡調整
- ・学校との連絡調整

第8 総括意見

今回の行政監査の結果、各留守家庭児童教室の運営はおおむね運営指針に沿っており、留守家庭児童教室が児童の健全な育成に寄与している状況を把握することができた。しかしながら、個々の着眼点に記述しているとおり、運営指針に沿っていない点も見受けられたため、改善に向けて検討をお願いしたい。

今後、少子化が進み児童数は減少するものの、入室を希望する児童数は横ばいの状態が続くと予測される。運営指針に定められている「生活の場」「遊び等の活動拠点」としての機能を備えた、児童が過ごしやすい空間の確保は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも喫緊の課題と考え、早急な取り組みをお願いしたい。

終わりに、留守家庭児童教室が次世代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間形成の場として、また、児童・保護者にとって安心・安全な場所として発展していくことを望むものである。